

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

対象事業実施区域及びその周囲³の気象観測地点は、図 4-2-1-1 に示すとおりである。

東京都の気象は、冬季は大陸性高気圧のため、北西ないし西の季節風の影響を受けて乾燥した晴天が多い。夏季は太平洋高気圧の圏内に入り、南西の季節風期となり、晴天が多くなっている。

対象事業実施区域及びその周囲における気象官署である東京管区気象台の過去 10 年間（平成 15 年～平成 24 年）の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速は、表 4-2-1-1 及び図 4-2-1-2 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲における地域気象観測所（アメダス）の過去 10 年間（平成 15 年～平成 24 年）の観測結果は、表 4-2-1-2 に示すとおりである。なお、当該地域気象観測所での観測データは降水量のみになっている。

東京管区気象台の年平均気温は 16.6℃で、1 月が 6.0℃と最も低く、8 月が 27.7℃と最も高くなっている。年間降水量は約 1,654.4mm で、10 月が 257.3mm と最も多く、1 月が 51.3mm と最も少なくなっている。年平均湿度は 59.6%で、7 月が 71.1%と最も高く、1 月が 43.8%と最も低くなっている。年間日照時間は 1911.2 時間で、1 月が 194.5 時間と最も多く、6 月が 125.9 時間と最も少なくなっている。年平均風速は 3.2m/s で、3 月及び 4 月が 3.5m/s と最も強くなっており、年間を通して見ると、冬から春にかけて強い傾向を示している。また、地域気象観測所の年間降水量の観測結果は東京管区気象台とほぼ同様の傾向を示しており、8 月又は 10 月が最も多く、1 月が最も少なくなっている。

表 4-2-1-1 気象概況（東京管区気象台 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温(℃)	6.0	6.9	9.5	14.6	19.1	22.7	26.2	27.7	24.7	18.9	13.9	8.8	16.6
降水量(mm)	51.3	75.5	109.7	136.0	177.2	144.8	125.8	170.0	210.7	257.3	113.1	83.6	1654.4
平均湿度(%)	43.8	49.2	51.0	57.0	63.0	69.7	71.1	69.1	68.2	65.0	58.5	49.8	59.6
日照時間(h)	194.5	165.2	177.5	179.5	165.3	125.9	129.4	175.0	143.5	129.4	145.4	179.2	1911.2
平均風速(m/s)	3.1	3.3	3.5	3.5	3.4	2.9	3.1	3.1	3.3	3.0	2.7	3.0	3.2

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

³ 「対象事業実施区域及びその周囲」：図面（5 万分の 1）の範囲内で、対象事業実施区域に掛かる関係区市が表示されている範囲。

表 4-2-1-2 気象概況（地域気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

降水量 (mm)	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
世田谷 世田谷区	54.0	81.0	110.6	132.3	183.6	139.9	146.9	173.7	200.3	254.6	114.0	87.6	1678.3
羽田 大田区	41.3	74.1	110.5	127.2	163.6	139.8	112.7	141.5	163.5	222.8	111.2	80.2	1488.2
八王子 八王子市	49.0	63.0	92.3	117.0	171.1	143.7	180.7	238.5	230.6	218.0	90.5	78.7	1672.9

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）



凡例

- 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境
- 気象観測所 + ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- 一般環境大気測定局（大-）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- 有害大気汚染物質測定局（大有）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載している。

資料：「過去の気象データ検索」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
 「（平成19～23年度）大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告（平成19～23年度年報）」（東京都環境局環境改善部）
 「平成23年度有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」（平成25年3月、東京都環境局環境改善部化学物質対策課）
 「平成23年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」（平成25年6月現在、東京都環境局環境改善部大気保全課ホームページ）

図 4-2-1-1 (1) 気象観測地点及び大気質測定地点図



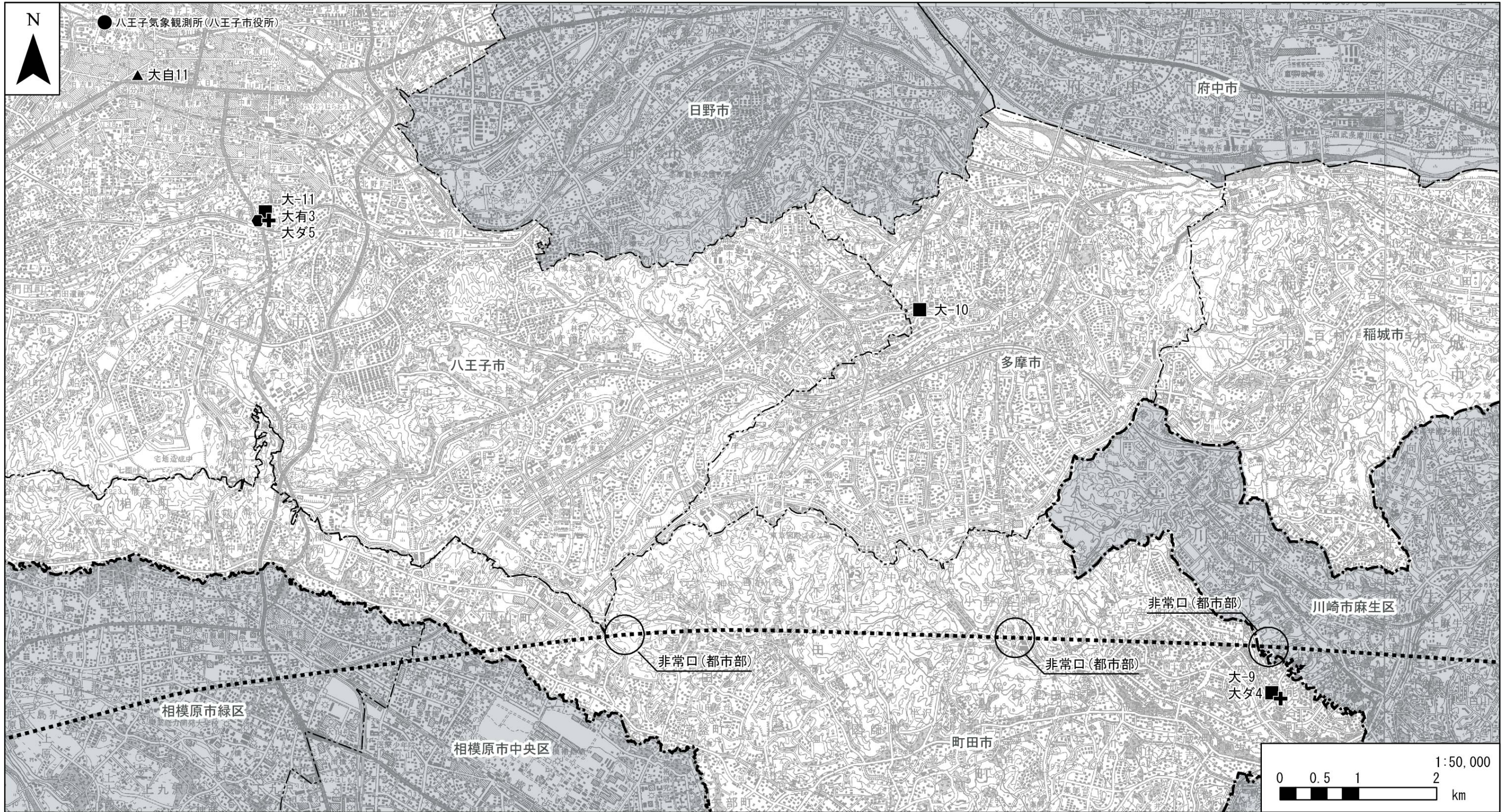
凡例

- 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境
- 気象観測所 + ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- 一般環境大気測定局（大-）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- 有害大気汚染物質測定局（大有）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載している。

資料：「過去の気象データ検索」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
 「（平成19～23年度）大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告（平成19～23年度年報）」（東京都環境局環境改善部）
 「平成23年度有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」（平成25年3月、東京都環境局環境改善部化学物質対策課）
 「平成23年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」（平成25年6月現在、東京都環境局環境改善部大気保全課ホームページ）

図 4-2-1-1(2) 気象観測地点及び大気質測定地点図

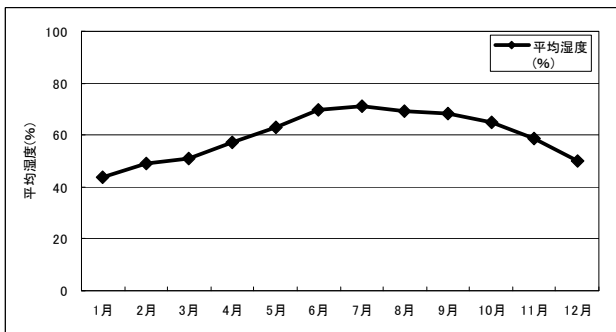
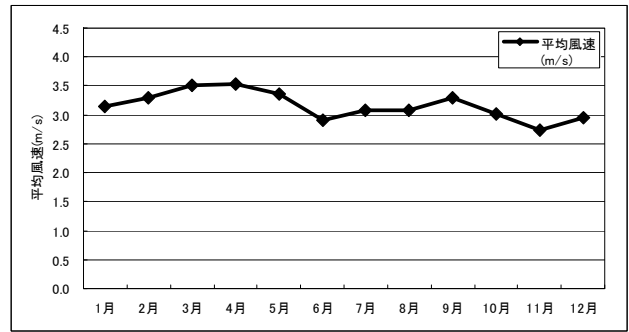
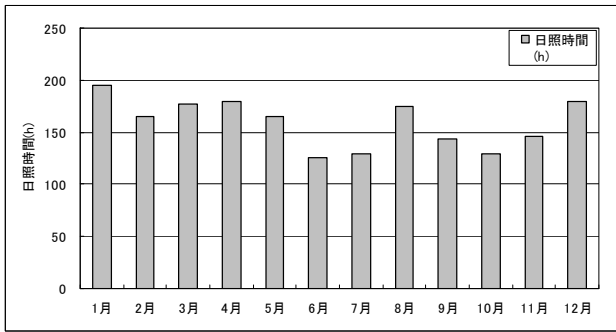
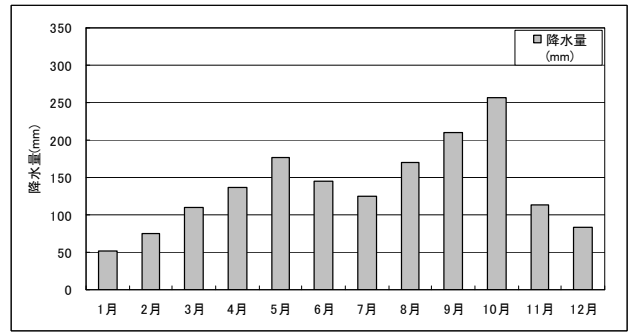
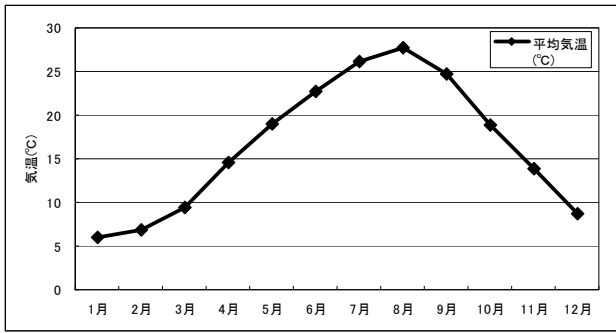


凡例

- 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境
- 気象観測所 + ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- 一般環境大気測定局（大-）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- 有害大気汚染物質測定局（大有）

資料：「過去の気象データ検索」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
 「（平成19～23年度）大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告（平成19～23年度年報）」（東京都環境局環境改善部）
 「平成23年度有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」（平成25年3月、東京都環境局環境改善部化学物質対策課）
 「平成23年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」（平成25年6月現在、東京都環境局環境改善部大気保全課ホームページ）

図 4-2-1-1(3) 気象観測地点及び大気質測定地点図



資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)

図 4-2-1-2 気象概況 (東京管区気象台 平成15年～平成24年)

2)大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の大気質測定地点は、図 4-2-1-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定結果と経年変化は、表 4-2-1-3～表 4-2-1-7 及び図 4-2-1-3～図 4-2-1-7 に示すとおりである。

二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、過去 5 年間で測定された全ての地点で環境基準の長期的評価を満たしている。二酸化窒素は、一般局（一般環境大気測定局）では全ての地点で環境基準の長期的評価を満たしているが、自排局（自動車排出ガス測定局）では一部の地点で長期的評価を満たしていない。光化学オキシダントは、過去 5 年間で測定された全ての地点について環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質の測定結果は、表 4-2-1-8 に示すとおりである。これによると、「一般環境」として測定地点が設けられている大田区、世田谷区、八王子市について、全地点で環境基準が定められているベンゼン等 4 物質及び環境省指針値が定められている 7 物質は基準値を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類大気環境測定結果は、表 4-2-1-9 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では、大田区、目黒区、世田谷区、町田市、八王子市で各 1 地点において測定されており、全ての地点で環境基準を満たしている。

なお、降下ばいじんの測定は対象事業実施区域及びその周囲では行われていない。

表 4-2-1-3 二酸化硫黄の測定結果

(単位：ppm)

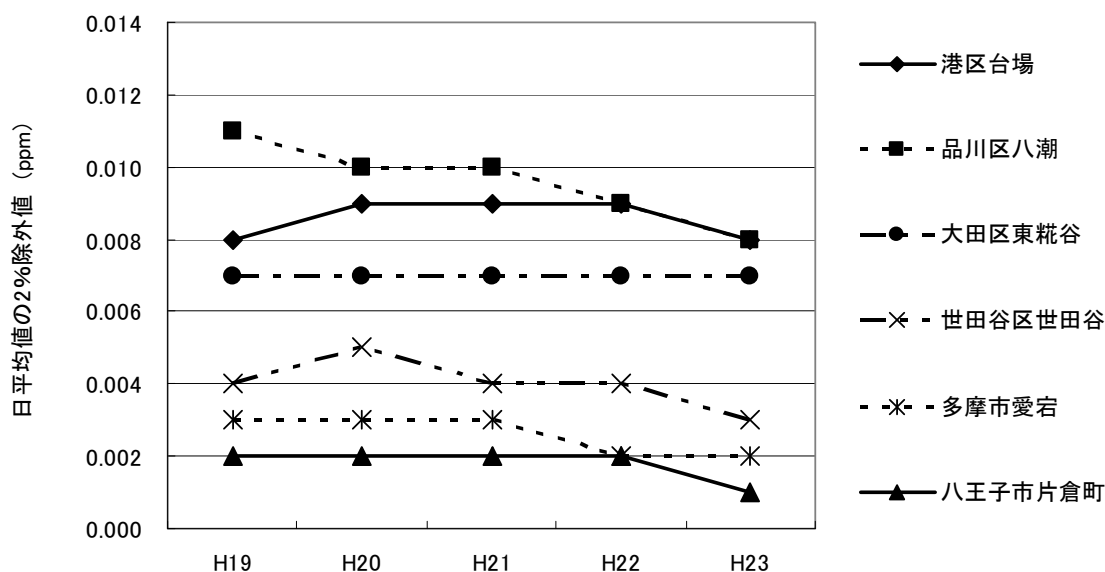
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
				日平均値	0.008	0.009	0.009	0.009	0.008
				適合状況	○	○	○	○	○
大-4		品川区	品川区八潮	年平均値	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
				日平均値	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008
				適合状況	○	○	○	○	○
大-6		大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
				日平均値	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
				適合状況	○	○	○	○	○
大-8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
	日平均値			0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	
	適合状況			○	○	○	○	○	
大-10	多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
			日平均値	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-11	八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	
			日平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	
			適合状況	○	○	○	○	○	

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

一般環境大気測定局



資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-3 二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-4(1) 二酸化窒素の測定結果

(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.030	0.028	0.028	0.027	0.026
				日平均値	0.053	0.049	0.052	0.047	0.049
				適合状況	○	○	○	○	○
大-2		港区	港区白金	年平均値	0.027	0.026	0.025	—	—
				日平均値	0.052	0.046	0.049	—	—
				適合状況	○	○	○	—	—
大-3		渋谷区	渋谷区宇田川町	年平均値	0.024	0.024	0.023	0.022	0.020
				日平均値	0.048	0.042	0.045	0.042	0.039
				適合状況	○	○	○	○	○
大-5		品川区	品川区豊町	年平均値	0.025	0.025	0.023	0.021	0.021
				日平均値	0.051	0.047	0.047	0.045	0.045
	適合状況			○	○	○	○	○	
大-6	大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.028	0.026	0.026	0.025	0.024	
			日平均値	0.049	0.046	0.050	0.047	0.046	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-7	目黒区	目黒区碑文谷	年平均値	0.027	0.026	0.024	0.023	0.022	
			日平均値	0.052	0.046	0.049	0.048	0.043	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-8	世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.024	0.022	0.021	0.019	0.019	
			日平均値	0.047	0.040	0.043	0.040	0.039	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-10	多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.020	0.019	0.018	0.017	0.017	
			日平均値	0.039	0.034	0.036	0.033	0.033	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-11	八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.016	0.016	0.018	0.016	0.016	
			日平均値	0.029	0.031	0.031	0.029	0.030	
			適合状況	○	○	○	○	○	

表 4-2-1-4(2) 二酸化窒素の測定結果

(単位：ppm)

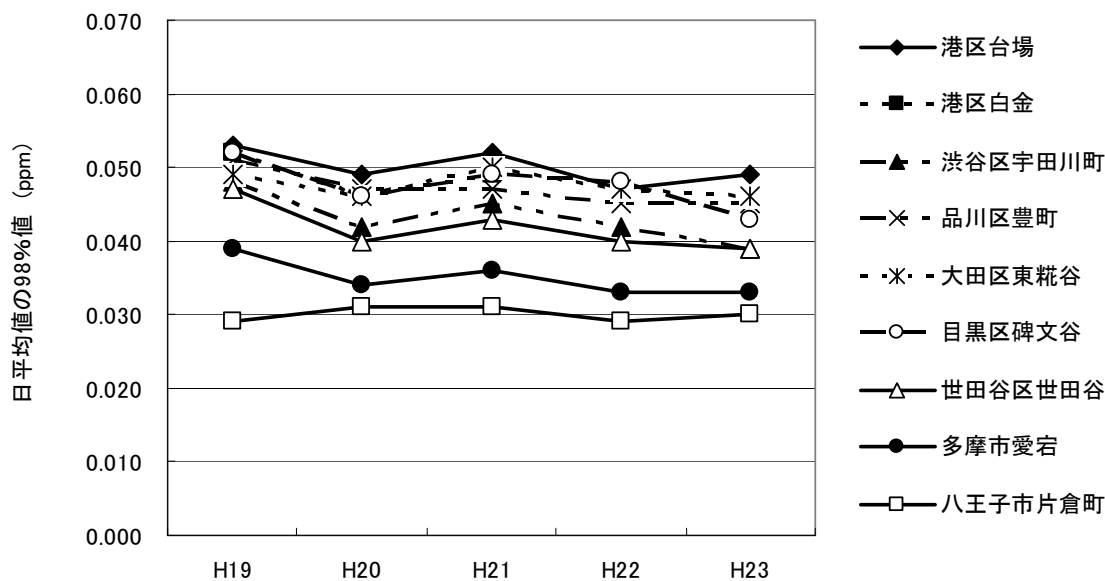
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大自 1	自排局	港区	第一京浜高輪	年平均値	0.035	0.033	0.030	0.030	0.029
				日平均値	0.061	0.058	0.054	0.051	0.051
				適合状況	×	○	○	○	○
大自 2		渋谷区	甲州街道大原	年平均値	0.035	0.034	0.033	0.030	0.028
				日平均値	0.058	0.054	0.053	0.051	0.049
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 3		品川区	北品川交差点	年平均値	0.041	0.036	0.036	0.035	0.033
				日平均値	0.069	0.061	0.063	0.056	0.059
				適合状況	×	×	×	○	○
大自 4			中原口交差点	年平均値	0.037	0.036	0.033	0.031	0.029
				日平均値	0.060	0.054	0.053	0.050	0.049
	適合状況			○	○	○	○	○	
大自 5	大田区	環七通り松原橋	年平均値	0.047	0.045	0.046	0.046	0.042	
			日平均値	0.073	0.077	0.076	0.073	0.072	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大自 6		中原街道南千束	年平均値	0.028	0.027	0.027	0.025	0.024	
			日平均値	0.051	0.045	0.048	0.047	0.043	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 7		環八通り千鳥	年平均値	0.030	0.027	0.028	0.026	0.025	
			日平均値	0.051	0.047	0.050	0.050	0.047	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 8		目黒区	山手通り大坂橋	年平均値	0.041	0.041	0.036	0.034	0.032
				日平均値	0.064	0.061	0.056	0.056	0.053
				適合状況	×	×	○	○	○
大自 9	環七通り柿の木坂		年平均値	0.036	0.036	0.032	0.030	0.028	
			日平均値	0.062	0.058	0.053	0.052	0.050	
			適合状況	×	○	○	○	○	
大自 10	世田谷区	玉川通り上馬	年平均値	0.047	0.046	0.044	0.042	0.038	
			日平均値	0.072	0.078	0.069	0.067	0.059	
			適合状況	×	×	×	×	○	
大自 11	八王子市	甲州街道八木町	年平均値	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	
			日平均値	0.038	0.033	0.036	0.035	0.031	
			適合状況	○	○	○	○	○	

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。

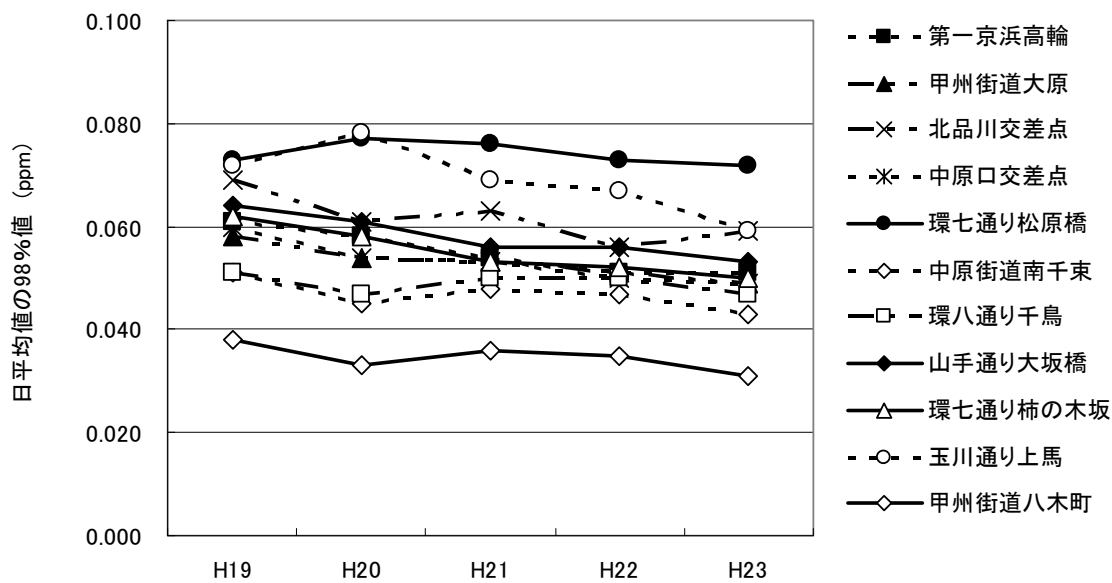
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

一般環境大気測定局



自動車排出ガス測定局



資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-4 二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-5 一酸化炭素の測定結果

(単位：ppm)

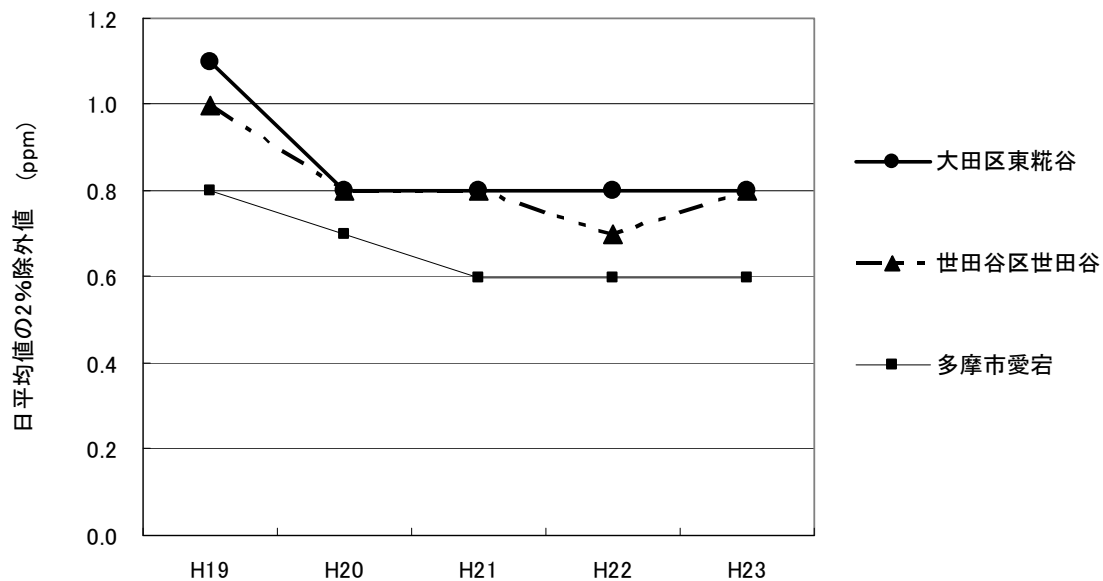
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-6	一般局	大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
				日平均値	1.1	0.8	0.8	0.8	0.8
				適合状況	○	○	○	○	○
大-8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
				日平均値	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8
				適合状況	○	○	○	○	○
大-10		多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
				日平均値	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
				適合状況	○	○	○	○	○
大自1	自排局	港区	第一京浜高輪	年平均値	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
				日平均値	1.3	1.1	1.0	0.9	1.0
				適合状況	○	○	○	○	○
大自3		品川区	北品川交差点	年平均値	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
				日平均値	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9
				適合状況	○	○	○	○	○
大自4			中原口交差点	年平均値	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
				日平均値	1.4	1.1	1.0	0.9	1.0
				適合状況	○	○	○	○	○
大自5		大田区	環七通り松原橋	年平均値	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
				日平均値	1.6	1.3	1.2	1.2	1.1
				適合状況	○	○	○	○	○
大自7			環八通り千鳥	年平均値	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4
				日平均値	1.3	1.0	0.9	0.8	0.9
				適合状況	○	○	○	○	○
大自10		世田谷区	玉川通り上馬	年平均値	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
				日平均値	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

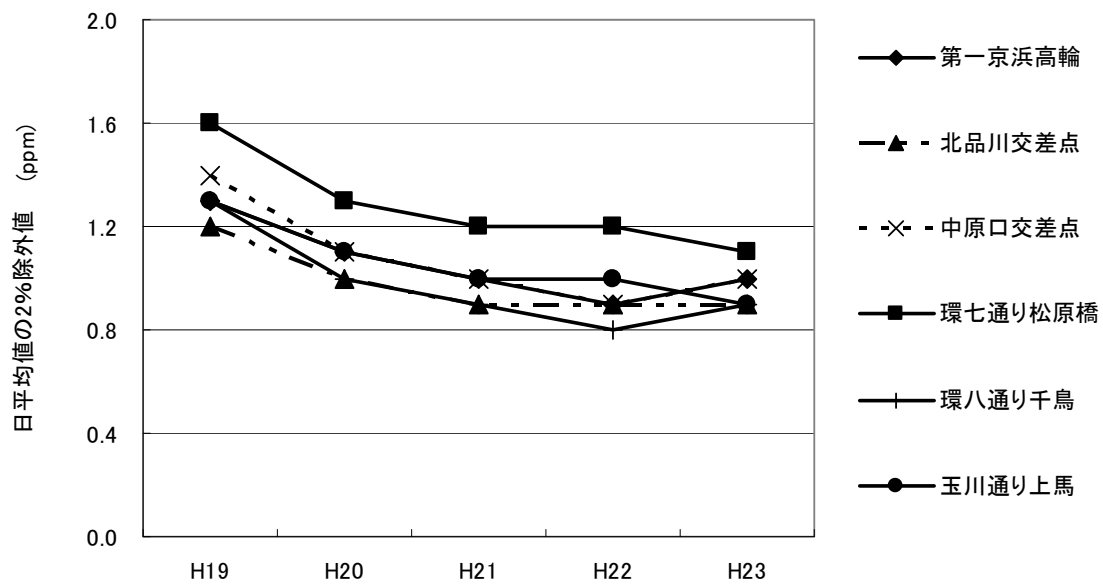
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

一般環境大気測定局



自動車排出ガス測定局



資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-5 一酸化炭素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6(1) 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位：mg/m³)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.029	0.030	0.028	0.025	0.025
				日平均値	0.068	0.065	0.059	0.057	0.052
				適合状況	○	○	○	○	○
大-2		港区	港区白金	年平均値	0.024	0.024	0.023	—	—
				日平均値	0.061	0.054	0.048	—	—
				適合状況	○	○	○	—	—
大-3		渋谷区	渋谷区宇田川町	年平均値	0.032	0.032	0.031	0.027	0.025
				日平均値	0.071	0.071	0.062	0.065	0.058
				適合状況	○	○	○	○	○
大-4		品川区	品川区八潮	年平均値	0.022	0.021	0.020	0.018	0.021
				日平均値	0.055	0.049	0.049	0.048	0.051
	適合状況			○	○	○	○	○	
大-5	品川区豊町		年平均値	0.034	0.033	0.031	0.022	0.024	
			日平均値	0.077	0.070	0.066	0.058	0.060	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-6	大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.026	0.028	0.026	0.023	0.024	
			日平均値	0.063	0.061	0.057	0.053	0.055	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-7	目黒区	目黒区碑文谷	年平均値	0.027	0.026	0.024	0.023	0.023	
			日平均値	0.063	0.058	0.050	0.054	0.046	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-8	世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.022	0.021	0.019	0.018	0.020	
			日平均値	0.057	0.049	0.044	0.044	0.043	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-9	町田市	町田市能ヶ谷	年平均値	0.022	0.020	0.019	0.018	0.020	
			日平均値	0.055	0.045	0.041	0.042	0.042	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-10	多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.024	0.021	0.019	0.018	0.019	
			日平均値	0.054	0.048	0.043	0.044	0.047	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-11	八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.021	0.021	0.017	0.016	0.016	
			日平均値	0.047	0.049	0.040	0.040	0.043	
			適合状況	○	○	○	○	○	

表 4-2-1-6 (2) 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位：mg/m³)

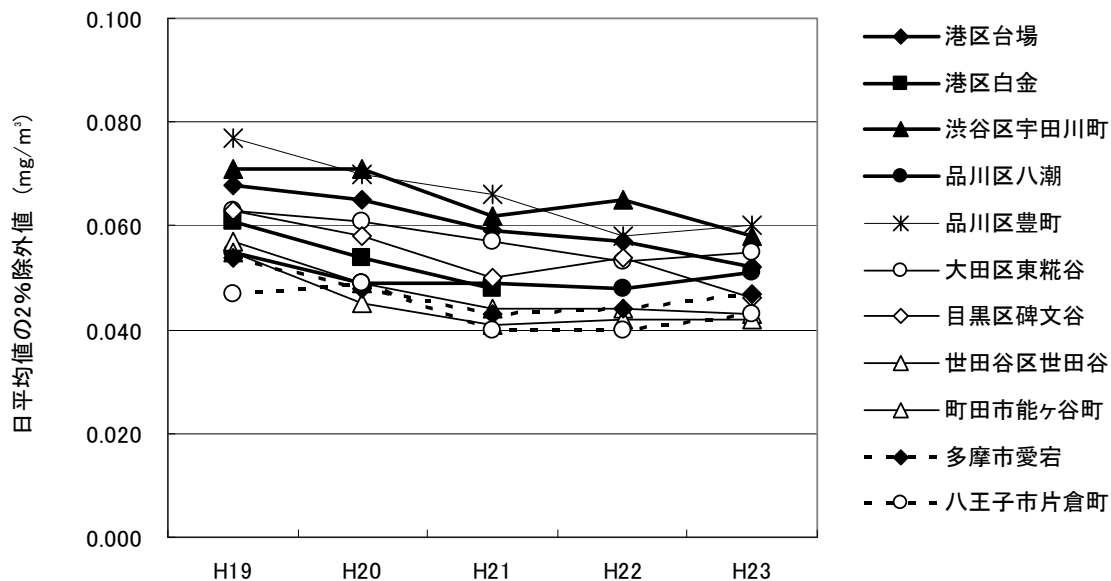
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大自 1	自排局	港区	第一京浜高輪	年平均値	0.031	0.032	0.030	0.029	0.025
				日平均値	0.069	0.064	0.059	0.064	0.056
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 2		渋谷区	甲州街道大原	年平均値	0.029	0.028	0.028	0.024	0.025
				日平均値	0.066	0.059	0.057	0.051	0.053
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 3		品川区	北品川交差点	年平均値	0.029	0.028	0.025	0.025	0.025
				日平均値	0.065	0.057	0.052	0.053	0.052
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 4			中原口交差点	年平均値	0.029	0.032	0.029	0.024	0.023
				日平均値	0.065	0.068	0.062	0.054	0.051
	適合状況			○	○	○	○	○	
大自 5	大田区	環七通り松原橋	年平均値	0.034	0.031	0.029	0.029	0.028	
			日平均値	0.075	0.064	0.060	0.060	0.057	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 6		中原街道南千束	年平均値	0.023	0.018	0.017	0.016	0.018	
			日平均値	0.059	0.047	0.042	0.039	0.041	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 7		環八通り千鳥	年平均値	0.030	0.026	0.024	0.023	0.023	
			日平均値	0.068	0.055	0.053	0.051	0.049	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 8	目黒区	山手通り大坂橋	年平均値	0.034	0.034	0.030	0.027	0.024	
			日平均値	0.071	0.068	0.060	0.064	0.054	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 9		環七通り柿の木坂	年平均値	0.036	0.034	0.033	0.024	0.025	
			日平均値	0.080	0.071	0.067	0.061	0.062	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 10	世田谷区	玉川通り上馬	年平均値	0.033	0.030	0.026	0.024	0.021	
			日平均値	0.070	0.061	0.055	0.055	0.048	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自 11	八王子市	甲州街道八木町	年平均値	0.022	0.021	0.018	0.018	0.019	
			日平均値	0.053	0.052	0.041	0.045	0.050	
			適合状況	○	○	○	○	○	

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

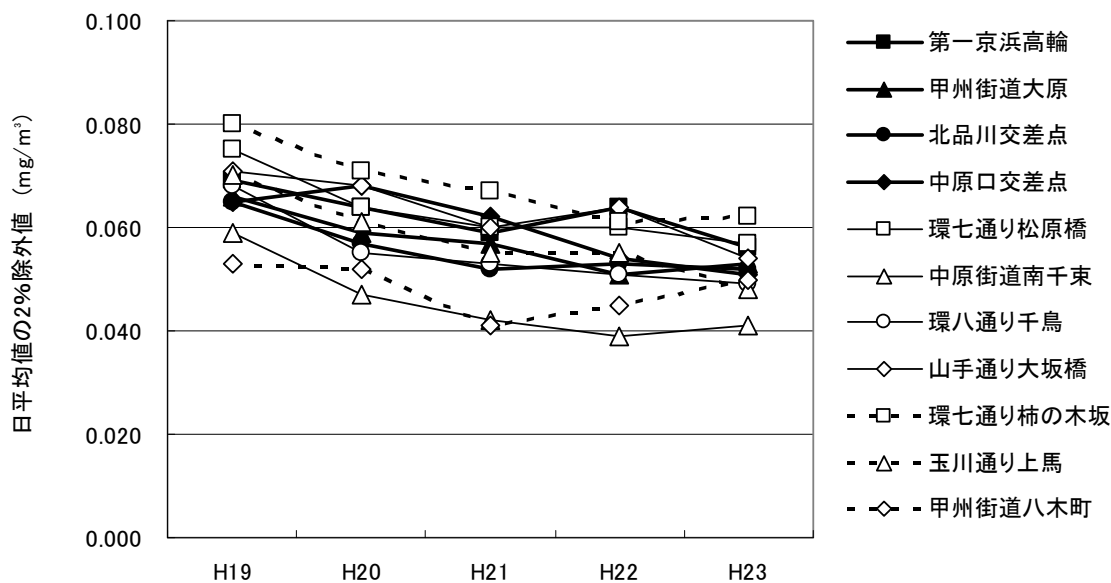
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

一般環境大気測定局



自動車排出ガス測定局



資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-6 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7 光化学オキシダントの測定結果

(単位：ppm)

番号	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.021	0.022	0.023	0.025	0.020
				最高値	0.137	0.132	0.116	0.163	0.092
				適合状況	×	×	×	×	×
大-2			港区白金	年平均値	0.028	0.028	0.027	—	—
				最高値	0.158	0.135	0.139	—	—
				適合状況	×	×	×	—	—
大-3		渋谷区	渋谷区宇田川町	年平均値	0.028	0.029	0.029	0.031	0.028
				最高値	0.169	0.149	0.137	0.207	0.129
				適合状況	×	×	×	×	×
大-4		品川区	品川区八潮	年平均値	0.024	0.025	0.024	0.026	0.023
				最高値	0.145	0.160	0.120	0.164	0.120
	適合状況			×	×	×	×	×	
大-5	品川区豊町		年平均値	0.031	0.030	0.030	0.032	0.027	
			最高値	0.169	0.143	0.133	0.210	0.130	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-6	大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.024	0.025	0.025	0.026	0.023	
			最高値	0.154	0.147	0.128	0.179	0.111	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-7	目黒区	目黒区碑文谷	年平均値	0.029	0.029	0.029	0.031	0.027	
			最高値	0.150	0.154	0.130	0.206	0.119	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-8	世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.031	0.032	0.032	0.034	0.029	
			最高値	0.165	0.162	0.144	0.205	0.120	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-9	町田市	町田市能ヶ谷	年平均値	0.033	0.035	0.032	0.037	0.031	
			最高値	0.185	0.146	0.158	0.172	0.140	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-10	多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.031	0.032	0.032	0.034	0.030	
			最高値	0.161	0.142	0.149	0.171	0.134	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-11	八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.029	0.032	0.028	0.030	0.026	
			最高値	0.174	0.168	0.145	0.132	0.132	
			適合状況	×	×	×	×	×	

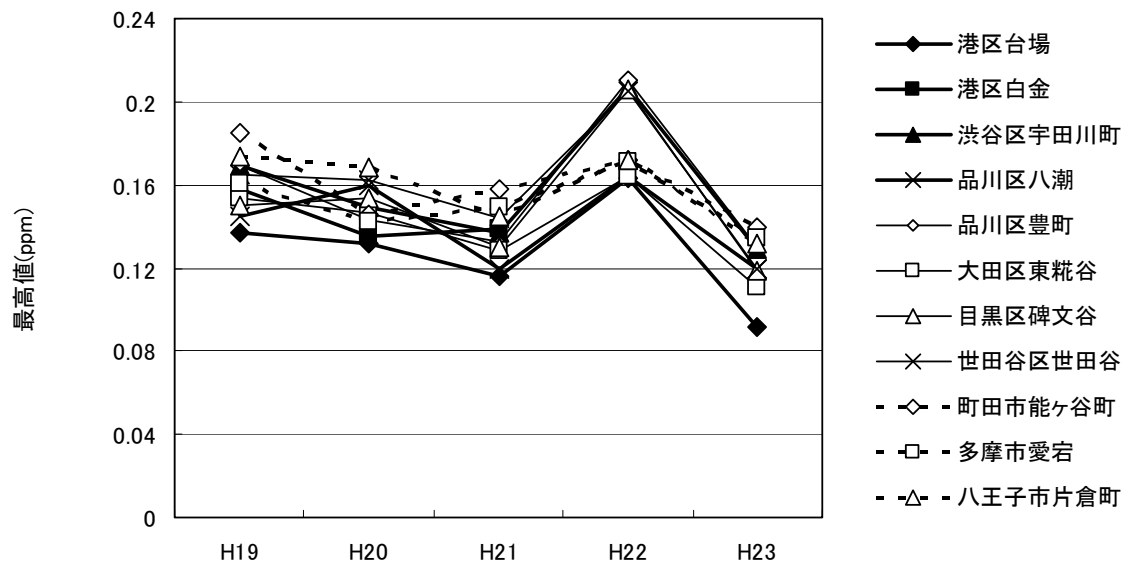
注1. 最高値は、1時間値の最高値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「(平成19～23年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

「大気汚染常時測定局測定結果報告(平成19～23年度年報)」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

一般環境大気測定局



資料：「(平成 19～23 年度) 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)
 「大気汚染常時測定局測定結果報告(平成 19～23 年度年報)」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-7 光化学オキシダントの 1 時間値の最高値の経年変化

表 4-2-1-8 有害大気汚染物質の測定結果（平成 23 年度）

(単位：μg/m³)

No.	大有-1	大有-2	大有-3	環境基準値等	
地域	大田区	世田谷区	八王子市		
測定地点	東糀谷局	世田谷局	片倉町局		
種別	一般環境	一般環境	一般環境		
ベンゼン	1.3 ○	1 ○	1.2 ○	3	①
トリクロロエチレン	3.3 ○	0.71 ○	0.96 ○	200	①
テトラクロロエチレン	0.28 ○	0.36 ○	0.23 ○	200	①
ジクロロメタン	2.0 ○	1.7 ○	1.7 ○	150	①
アクリロニトリル	0.11 ○	0.045 ○	0.04 ○	2	②
塩化ビニルモノマー	0.045 ○	0.017 ○	0.019 ○	10	②
水銀及びその化合物	0.0038 ○	0.0031 ○	0.0023 ○	0.04	②
ニッケル化合物	0.011 ○	0.0037 ○	0.0034 ○	0.025	②
クロホルム	0.18 ○	0.14 ○	0.29 ○	18	②
1,2-ジクロロエタン	0.11 ○	0.1 ○	0.096 ○	1.6	②
1,3-ブタジエン	0.20 ○	0.11 ○	0.14 ○	2.5	②
アセトアルデヒド	3.2 ○	2.9 ○	2.2 ○	5	③
ホルムアルデヒド	4.0 ×	3.6 ×	2.0 ×	0.8	③
ヒ素及びその化合物	0.0010 ○	0.00063 ○	0.0016 ○	0.002	③
ベリリウム及びその化合物	0.00002 ○	<0.00002 ○	<0.00002 ○	0.004	③
マンガン及びその化合物	0.045 ○	0.028 ○	0.032 ○	0.15	④
クロム及びその化合物	0.013 ×	0.0054 ×	0.0054 ×	0.0008	③
ベンゾ[a]ピレン	0.00040 ×	0.00018 ×	0.00020 ×	0.00011	④
酸化エチレン	0.19 -	0.093 -	0.086 -	—	
トルエン	12 -	8.3 -	8.7 -	—	
キシレン	3.3 -	2.1 -	2.4 -	—	
m,p-キシレン	2.5 -	1.6 -	1.7 -	—	
o-キシレン	0.84 -	0.56 -	0.63 -	—	
エチルベンゼン	3.1 -	1.6 -	2.0 -	—	
スチレン	0.18 -	0.16 -	0.22 -	—	
1,1-ジクロロエタン	<0.02 -	<0.02 -	<0.02 -	—	
四塩化炭素	0.51 -	0.51 -	0.54 -	—	

注1. 地域分類は、「一般環境」：通常、人が居住する地域で、固定発生源等の直接の影響を受けない地域
 注2. 環境基準値等は以下のとおり。

- ①：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日、環境庁告示第4号）に定める環境基準値
 ②：有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）
 ③：米国環境保護庁（EPA）発ガン性 10^{-5} リスク濃度
 （クロム及びその化合物の欄の参考値は、六価クロム化合物としての発ガン性 10^{-5} リスク濃度）
 ④：WHO欧州地域事務局ガイドライン値（1996）

資料：「平成 23 年度有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」
 （平成 25 年 3 月、東京都環境局環境改善部化学物質対策課）

表 4-2-1-9 ダイオキシン類大気環境調査結果（平成 23 年度）

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	地域	調査地点	調査結果					環境基準
			5月	8月	11月	2月	平均値	
大ダ1	大田区	東糀谷局	0.018	0.033	0.026	0.034	0.028	0.6
大ダ2	目黒区	碑文谷局	0.013	0.020	0.027	0.034	0.024	
大ダ3	世田谷区	世田谷局	0.017	0.023	0.029	0.035	0.026	
大ダ4	町田市	能ヶ谷町局	0.014	0.017	0.025	0.024	0.020	
大ダ5	八王子市	片倉町局	0.013	0.017	0.018	0.020	0.017	

注1. 環境基準値は、年間平均値とする。

資料：「平成 23 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」
 （平成 25 年 6 月現在、東京都環境局環境改善部大気保全課ホームページ）

イ. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 4-2-1-10～表 4-2-1-12 に示すとおりである。

表 4-2-1-10 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
 (昭和 48 年環大企第 143 号)
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
 (昭和 53 年環大企第 262 号)
 (平成 21 年環境省告示第 33 号)
 (平成 21 年環水大総発第 090909001 号)

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値(年間 2%除外値)が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	年間 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	—	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%に相当する値(年間 98%値)が 0.06ppm 以下であること
光化学オキシダント (O ₃)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	—	長期基準は、測定結果の 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 短期基準は、測定結果の 1 日平均値の内、98 パーセントイル値が 35 μg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4-2-1-11 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成9年環境省告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 4-2-1-12 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成11年環境省告示第68号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

ウ. 大気環境の規制地域等の指定状況

対象事業実施区域を含む区市では、NOx(窒素酸化物)総量規制指定地域は特別区である6区が、自動車NOx(窒素酸化物)・PM(粒子状物質)法に係る対策地域は6区4市全てが該当する。

エ. 苦情

東京都⁴の大気汚染に係る発生源別苦情の受理状況は、表4-2-1-13に示すとおりである。苦情件数は1,458件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く、「不明(会社・事業所以外)」を含めると全体の半数程度を占めている。会社・事業所関係に限ると、「建設業」に起因する苦情件数が最も多く、374件となっている。

表 4-2-1-13 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数(平成23年度)

発生源	件数
農業	18
林業	11
漁業	0
鉱業	1
建設業	374
製造業	71
電気・ガス・熱供給・水道業	4
情報通信業	1
運輸業	9
卸売・小売業	23
金融・保険業	0
不動産業	9
飲食店、宿泊業	24
医療、福祉	12
教育、学習支援業	5
複合サービス事業	7
サービス業(他に分類されないもの)	74
公務(他に分類されないもの)	1
分類不能の産業	17
個人(会社・事業所以外)	626
その他(会社・事業所以外)	73
不明(会社・事業所以外)	98
合計	1,458

資料:「平成23年度公害苦情調査結果」(平成25年6月現在、総務省ホームページ)

⁴ 対象事業実施区域にかかわらず東京都全域を示す。

3) 騒音

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲における騒音の測定地点は図 4-2-1-8 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-14 に示すとおりである。特に区部においては、昼夜ともに環境基準を満たしていない地点が多く見られる。

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-15 に示すとおりである。新幹線騒音の測定地点では、環境基準を満たしていたのは9地点であり、大田区の2地点で環境基準を満たしていない。なお、在来鉄道についても測定が行われているが、環境基準等の評価基準は定められていない。

対象事業実施区域及びその周囲における航空機騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-16 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では12地点で測定が行われており、全ての地点で環境基準を満足している。

表 4-2-1-14(1) 自動車騒音の測定結果 (平成 23 年度)

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	等価騒音レベル (dB)		環境基準 (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
騒自 1	港区	港南 3-9	準工業	都道 316 号日本橋芝浦大森線 (海岸通り)	72	70	70	65
騒自 2		高輪 2-13	商業	一般国道 15 号線 (第一京浜)	69	67		
騒自 3		白金台 1-2	商業	一般国道 1 号 (桜田通り)	66	63		
騒自 4		白金台 5-10	準工業	都道 418 号北品川四谷線 (外苑西通り)	75	70		
騒自 5	品川区	八潮 5-10	第一種住居	国道 357 号 (湾岸道路)	62	59		
騒自 6		東品川 3-1	準工業	都道日本橋芝浦大森線 (海岸通り)	72	68		
騒自 7		東大井 3-18	商業	国道 15 号 (第一京浜)	73	70		
騒自 8		北品川 3-10	商業	都道環状 6 号線 (山手通り)	68	64		
騒自 9		北品川 5-1-12	準工業	都道環状 6 号線 (八ツ山通り)	71	68		
騒自 10		上大崎 3-14	第一種住居	首都高速 2 号目黒線	69	66		
騒自 11		上大崎 2-13	商業	都道白金台等々力線 (目黒通り)	65	62		
騒自 12		東中延 2-5	商業	国道 1 号	73	70		
騒自 13	大田区	南馬込 2-31	準住居	都道環状 7 号線 (環七通り)	72	71		
騒自 14		北馬込 1-4	準住居	都道環状 7 号線 (環七通り)	70	70		
騒自 15		大森東 4-35	近隣商業	国道 131 号線 (産業通り)	70	69		
騒自 16	目黒区	碑文谷 4-16-18	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	69	67		
騒自 17		八雲 2-9	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	71	68		
騒自 18		八雲 3-25-8	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	72	67		
騒自 19		青葉台 3-21-10	商業	都道環状 6 号線 (山手通り)	71	70		
騒自 20		五本木 2-19-6	第一種住居	都道古川橋二子玉川線 (駒沢通り)	69	68		
騒自 21		目黒本町 2-1-20	準工業	都道鮫洲大山線 (補助 26 号線)	67	66		

表 4-2-1-14 (2) 自動車騒音の測定結果 (平成 23 年度)

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	等価騒音レベル (dB)		環境基準 (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
騒自 22	世田谷区	太子堂 1-4	商業	国道 246 号 (玉川通り)	<u>73</u>	<u>73</u>	70	65
騒自 23		太子堂 2-13	商業	国道 246 号 (玉川通り)	<u>73</u>	<u>73</u>		
騒自 24		上馬 4-1	商業	国道 246 号 (玉川通り)	<u>74</u>	<u>74</u>		
騒自 25		世田谷 1-11	近隣商業	都道世田谷町田線 (世田谷通り)	70	<u>68</u>		
騒自 26		等々力 4-19	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	70	<u>67</u>		
騒自 27		野毛 1-25	第二種住居	都道環状 8 号線 (環八通り)	<u>71</u>	<u>70</u>		
騒自 28		野毛 3-20	近隣商業	都道大田調布線 (多摩堤通り)	69	65		
騒自 29		瀬田 2-31	準住居	国道 246 号 (玉川通り)	<u>75</u>	<u>74</u>		
騒自 30		砧公園 7	準住居	都道環状 8 号線 (環八通り)	<u>71</u>	<u>69</u>		
騒自 31		野沢 3-4	第二種住居	都道環状 7 号線 (環七通り)	<u>74</u>	<u>73</u>		
騒自 32		稲城市	東長沼 1362	準住居	都道川崎府中線 (川崎街道)	68		
騒自 33	大丸 1173		準住居	都道稲城日野線 (川崎街道)	69	<u>66</u>		
騒自 34	町田市	小山町 2507	準住居	都道八王子町田線 (町田街道)	<u>71</u>	<u>68</u>		
騒自 35	多摩市	関戸 4-10	近隣商業	都道府中町田線 (鎌倉街道)	70	<u>66</u>		
騒自 36		貝取 5	準住居	都道府中町田線 (鎌倉街道)	67	62		
騒自 37		乞田 712	第二種住居	都道小山乞田線 (多摩ニュータウン通り)	69	64		
騒自 38		鶴牧 1-1	近隣商業	都道小山乞田線 (多摩ニュータウン通り)	67	62		
騒自 39	八王子市	松木 30-1	準住居	都道 158 号線小山乞田線 (多摩ニュータウン通り)	65	62		
騒自 40		下柚木 2-10	準住居	主要地方道 20 号線	65	60		
騒自 41		下柚木 341	近隣商業	都道 160 号線下柚木八王子線 (野猿街道)	68	62		
騒自 42		北野町 549-5	近隣商業	国道 16 号 (八王子バイパス)	69	<u>68</u>		
騒自 43		片倉町 2416	準住居	国道 16 号 (東京環状)	<u>72</u>	<u>73</u>		
騒自 44		片倉町 245-1	第二種住居	都道 173 号線 (北野街道)	65	61		

注1. 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

資料：「平成 23 年度 道路交通騒音振動調査報告書」
(平成 24 年 12 月、東京都環境局自動車公害対策部計画課)

表 4-2-1-15 鉄道騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域	測定地点	路線名	用途地域	騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
騒鉄 1	品川区	二葉 3-18 地先	東海道新幹線	第一種住居	62	70
騒鉄 2		西大井 2-8 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	70	
騒鉄 3	大田区	東馬込 1-41 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	66	
騒鉄 4		南馬込 1-28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	<u>71</u>	
騒鉄 5		西馬込 1-33 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	<u>71</u>	
騒鉄 6		西馬込 2-10 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	70	
騒鉄 7		上池台 5-38 地先	東海道新幹線	準工業	65	
騒鉄 8		東雪谷 5-37 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	67	
騒鉄 9		北嶺町 28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	61	
騒鉄 10		田園調布本町 13 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	65	
騒鉄 11		田園調布本町 30-4 地先	東海道新幹線	第一種住居	66	
騒鉄 12	品川区	大井 6-17 地先	東海道本線	第一種中高層住居専用	68	—
騒鉄 13		南大井 1-11 地先	京急本線	準工業地域	59	
騒鉄 14	大田区	久が原 1-15 地先	横須賀線	第一種中高層住居専用	65	
騒鉄 15		大森北 2-12 地先	京急本線	第一種住居	69	
騒鉄 16		田園調布 2-29 地先	東横線	第一種中高層住居専用	62	
騒鉄 17		下丸子 1-4 地先	多摩川線	第一種住居	57	
騒鉄 18	目黒区	碑文谷 5-16 地先	東横線	第一種住居	64	

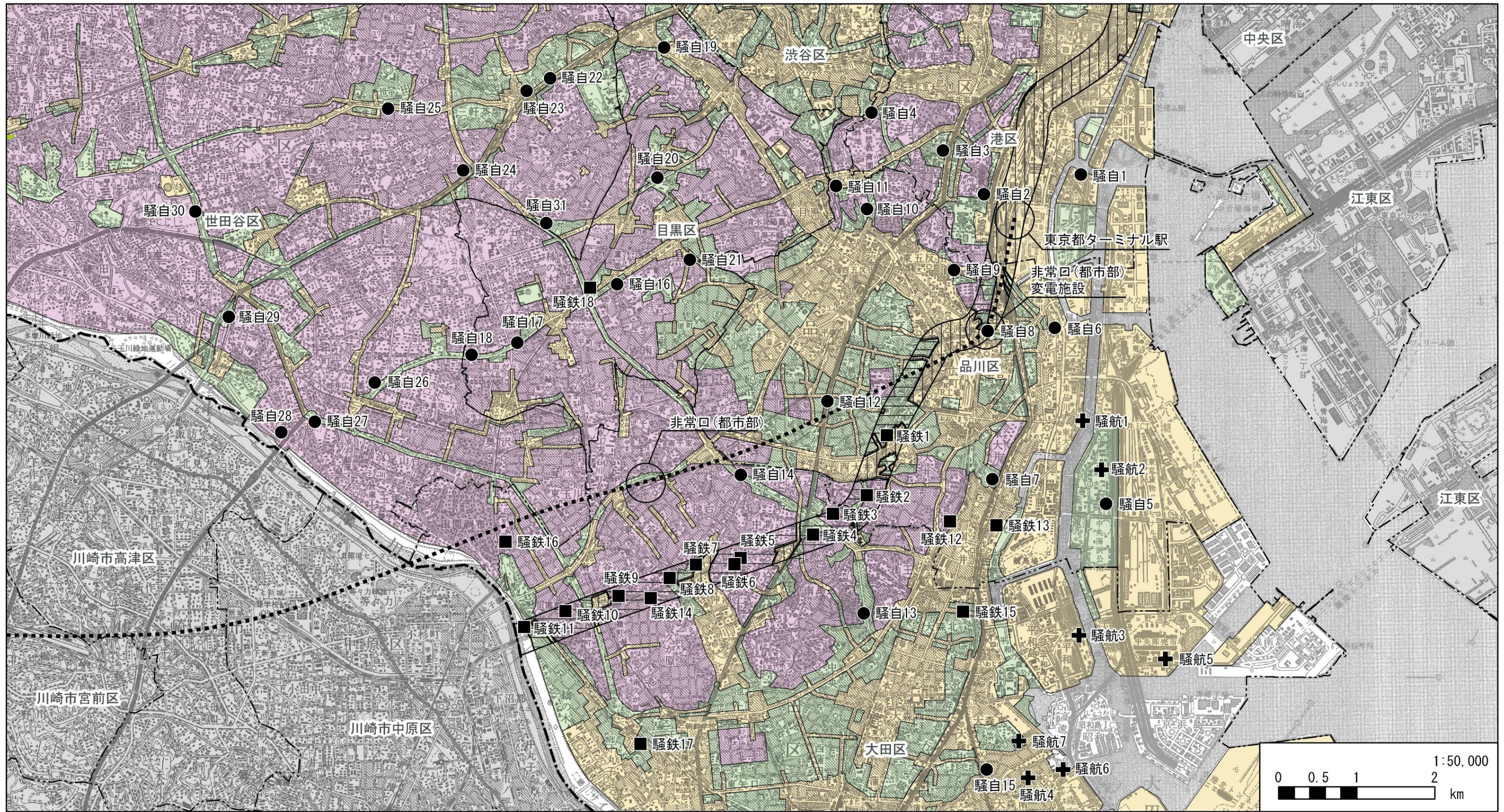
注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

資料：「平成 23 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」（平成 24 年 7 月、東京都環境局環境改善部大気保全課）

表 4-2-1-16 航空機騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域	測定場所	用途地域	年間測定値 (WECPNL)	環境基準 (WECPNL)
騒航 1	品川区	都立工業工専	準工業	46	75
騒航 2		八潮中学校	第一種住居	47	70
騒航 3	大田区	平和島	準工業	52	75
騒航 4		大森第四小学校	準工業	58	
騒航 5		大田市場	準工業	61	
騒航 6		下水道局森ヶ崎水再生センター	工業	61	
騒航 7		中富小学校	第一種住居	51	70
騒航 8	町田市	忠生第一小学校	第二種中高層住居専用	66	
騒航 9		鶴川第二小学校	第一種低層住居専用	63	
騒航 10		金井小学校	第一種低層住居専用	68	
騒航 11		野津田高等学校	第一種低層住居専用	62	
騒航 12	八王子市	首都大学東京	第一種中高層住居専用	66	

資料：「平成 23 年度 東京都内における航空機騒音の調査結果（報道発表資料）」
（平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）



凡例

..... 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境

騒音に係る環境基準の
類型指定

- A類型
- B類型
- C類型

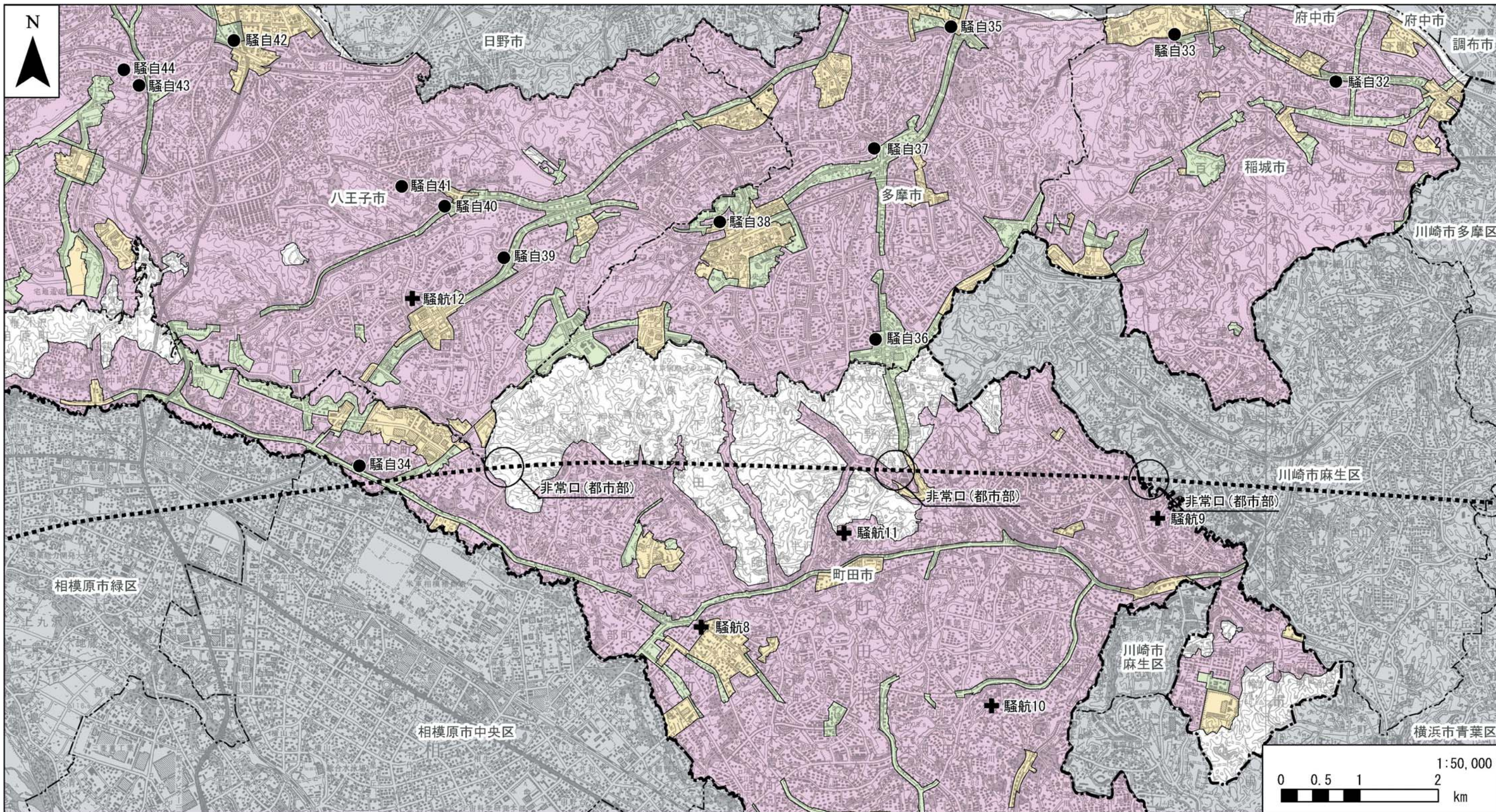
新幹線鉄道騒音に係る
環境基準の類型指定

- I 類型
- II 類型

- 自動車騒音測定地点（騒自）
- 鉄道騒音測定地点（騒鉄）
- + 航空機騒音測定地点（騒航）

資料：「平成23年度 道路交通騒音振動調査報告書」
 （平成24年12月、東京都環境局自動車公害対策部計画課）
 「平成23年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」
 （平成24年7月、東京都環境局環境改善部大気保全課）
 「平成23年度 東京都内における航空機騒音の調査結果（報道発表資料）」
 （平成25年6月現在、東京都環境局ホームページ）

図 4-2-1-8(1) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点



凡例

- 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境
- 騒音に係る環境基準の
類型指定
- 騒音に係る環境基準の
類型指定
- 自動車騒音測定地点（騒自）
- 鉄道騒音測定地点（騒鉄）
- ✦ 航空機騒音測定地点（騒航）
- A類型
- I 類型
- B類型
- II 類型
- C類型

資料：「平成23年度 道路交通騒音振動調査報告書」
 （平成24年12月、東京都環境局自動車公害対策部計画課）
 「平成23年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」
 （平成24年7月、東京都環境局環境改善部大気保全課）
 「平成23年度 東京都内における航空機騒音の調査結果（報道発表資料）」
 （平成25年6月現在、東京都環境局ホームページ）

図 4-2-1-8 (2) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等は、表 4-2-1-17～表 4-2-1-23 及び図 4-2-1-8 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、騒音規制法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-17 騒音に係る環境基準

(平成10年環境庁告示第64号)
(平成11年東京都告示第259号)

道路に面する地域以外の地域

	地域の類型	基準値 (dB)	
		昼間	夜間
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域	50 以下	40 以下
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面	55 以下	45 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域として定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面	60 以下	50 以下

道路に面する地域

	地域の類型	基準値 (dB)	
		昼間	夜間
A	地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	地域のうち車線を有する道路に面する地域		
	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋内基準)	70 (45) 以下	65 (40) 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注3. 「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

表 4-2-1-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年環境庁告示第46号)

	地域の類型	基準値 (dB)
I	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域	75 以下

表 4-2-1-19 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号)
(昭和51年東京都告示第1068号)

	地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない地域	70 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 以下

表 4-2-1-20 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(騒音規制法第17条第1項)
(平成12年総理府令第15号)
(平成12年東京都告示第279号)

区域の区分	基準値 (dB)	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下
幹線道路を担う道路に面する区域	75 以下	70 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 区域の類型該当区域

- a：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先
- b：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域として定められていない地域
- c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先

注3. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

表 4-2-1-21 特定工場等に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第4条第1項)
(昭和44年東京都告示第157号)

区域の区分	該当地域	時間の区分			
		朝	昼間	夕	夜間
		6時～8時	8時～19時	19時～23時	23時～6時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・AA地域 ・前号に接する地先及び水面	40 dB	45 dB	40 dB	40 dB
第二種区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・第1特別地域 ・無指定地域（第1、第3、第4種区域を除く。）	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
第三種区域	・近隣商業地域（第1特別地域を除く。） ・商業地域（第1特別地域を除く。） ・準工業地域（第1特別地域を除く。） ・第2特別地域 ・前号に接する地先及び水面	55 dB	60 dB	←20時 55 dB	50 dB
第四種区域	・工業地域（第1、第2特別地域を除く。） ・第3特別地域 ・前号に接する地先及び水面	60 dB	70 dB	60 dB	55 dB

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校（幼稚園含む）、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するものに限る）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内（第1特別地域、第2特別地域を除く）における規制基準は、当該値から5dBを減じた値を適用する。

注1. AA地域の指定：平成12年3月31日東京都告示第420号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）

特別地域：2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲

表 4-2-1-22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項)

(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

(昭和 46 年東京都告示第 917 号)

規制種別	区域の区分	騒音規制法
基準値	1 号・2 号	85dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間／日を超えないこと
	2 号	14 時間／日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号	連続 6 日を超えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日ではないこと

注1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2 号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

表 4-2-1-23 指定建設作業に係る騒音の勧告基準

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 125 条別表第 9)
 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 61 条別表第 14)

指定建設作業	敷地境界線 における 騒音	作業時間		1 日における 延べ作業時間		同一場所における 連続作業期間		日曜・ 休日における 作業
		1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	
1. せん孔機を使用するくい打設作業	80dB	午	午					禁 止
2. インパクトレンチを使用する作業								
3. コンクリートカッターを使用する作業*		前	前					
4. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業*		7	6	10	14			
5. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業*		時	時	時	時	6	6	
6. コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業		〽	〽	間	間	日	日	
7. 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業(さく岩機を使用する作業を除く。)		午	午	以	以	内	内	
8. 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業*(さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。)	85dB	後	後	内	内			
		7	10					
		時	時					
		**	**					

- 注 1. 1号区域：第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以内の区域
- 注 2. 2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域
- 注 3. *：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
- 注 4. **: 大型車両の通行規制地域における 6. の作業にあつては、1号区域では午後 9 時まで、2号区域では午後 11 時まで。
- 注 5. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合は、作業時間及び日曜・休日における作業の勧告基準の適用除外となる。

ウ. 苦 情

東京都の騒音に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-24 に示すとおりである。苦情件数は 3,160 件であり、その内「建設業」に起因する苦情件数が 1,229 件と最も多く、次いで「個人（会社・事業所以外）」367 件、「飲食店・宿泊業」が 360 件となっている。

表 4-2-1-24 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	3
林業	3
漁業	0
鉱業	3
建設業	1,229
製造業	231
電気・ガス・熱供給・水道業	16
情報通信業	9
運輸業	112
卸売・小売業	137
金融・保険業	3
不動産業	36
飲食店、宿泊業	360
医療、福祉	23
教育、学習支援業	30
複合サービス事業	43
サービス業（他に分類されないもの）	213
公務（他に分類されないもの）	13
分類不能の産業	38
個人（会社・事業所以外）	367
その他（会社・事業所以外）	166
不明（会社・事業所以外）	125
合 計	3,160

資料：「平成 23 年度公害苦情調査結果」（平成 25 年 6 月現在、総務省ホームページ）

4) 振 動

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の振動の測定地点は図 4-2-1-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果は、表 4-2-1-25 に示すとおりである。昼夜ともに全ての地点で要請限度を下回っている。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道振動に関する測定結果は、表 4-2-1-26 に示すとおりである。この内、新幹線振動の測定地点は、対象事業実施区域及びその周囲では 11 地点あり、全ての地点で測定結果は指針値を満たしている。なお、在来鉄道についても、測定が行われているが、指針値等の評価基準は定められていない。

表 4-2-1-25 (1) 道路交通振動の測定結果 (平成 23 年度)

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	振動レベル (dB)		要請限度値 (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
振自 1	港区	港南 3-9	準工業	都道 316 号日本橋芝浦大森線 (海岸通り)	59	57	70	65
振自 2		高輪 2-13	商業	一般国道 15 号線 (第一京浜)	44	42		
振自 3		白金台 1-2	商業	一般国道 1 号 (桜田通り)	43	39		
振自 4		白金台 5-10	準工業	都道 418 号北品川四谷線 (外苑西通り)	49	39		
振自 5	品川区	八潮 5-10	第一種住居	国道 357 号 (湾岸道路)	49	45	65	60
振自 6		東品川 3-1	準工業	都道日本橋芝浦大森線 (海岸通り)	48	44	70	65
振自 7		東大井 3-18	商業	国道 15 号 (第一京浜)	36	32		
振自 8		北品川 3-10	商業	都道環状 6 号線 (山手通り)	44	41		
振自 9		北品川 5-1-12	準工業	都道環状 6 号線 (八ツ山通り)	55	49		
振自 10		上大崎 2-13	商業	都道白金台等々力線 (目黒通り)	40	35		
振自 11		東中延 2-5	商業	国道 1 号	47	46		
振自 12	大田区	南馬込 2-31	準住居	都道環状 7 号線 (環七通り)	49	47		
振自 13		北馬込 1-4	準住居	都道環状 7 号線 (環七通り)	55	55		
振自 14		大森東 4-35	近隣商業	国道 131 号 (産業道路)	47	46	70	65
振自 15	目黒区	碑文谷 4-16-18	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	53	50	65	60
振自 16		八雲 2-9	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	53	51		
振自 17		八雲 3-25-8	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	48	46		

表 4-2-1-25 (2) 道路交通振動の測定結果 (平成 23 年度)

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	振動レベル (dB)		要請限度値 (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
振自 18	目黒区	青葉台 3-21-10	商業	都道環状 6 号線	50	48	70	65
振自 19		五本木 2-19-6	第一種住居	都道古川橋双子玉川線	48	48	65	60
振自 20		目黒本町 2-1-20	準工業	都道鮫洲大山線 (補助 26 号線)	40	38	70	65
振自 21	世田谷区	太子堂 1-4	商業	国道 246 号 (玉川通り)	50	48		
振自 22		上馬 4-1	商業	国道 246 号 (玉川通り)	52	53		
振自 23		世田谷 1-11	近隣商業	都道世田谷町田線 (世田谷通り)	44	41		
振自 24		等々力 4-19	第一種住居	都道白金台町等々力線 (目黒通り)	45	40		
振自 25		野毛 1-25	第二種住居	都道環状 8 号線 (環八通り)	54	53	65	60
振自 26	稲城市	東長沼 1362	準住居	都道川崎府中線 (川崎街道)	40	36		
振自 27		大丸 1173	準住居	都道稲城日野線 (川崎街道)	43	37		
振自 28	多摩市	関戸 4-10	近隣商業	都道府中町田線 (鎌倉街道)	34	32	70	65
振自 29		貝取 5	準住居	都道府中町田線 (鎌倉街道)	47	44	65	60
振自 30		乞田 712	第二種住居	都道小山乞田線 (多摩ニュータウン通り)	47	42		
振自 31		鶴牧 1-1	近隣商業	都道小山乞田線 (多摩ニュータウン通り)	39	34	70	65
振自 32	八王子市	松木 30-1	準住居	都道 158 号線小山乞田線 (多摩ニュータウン通り)	42	37	65	60
振自 33		下柚木 2-10	準住居	主要地方道 20 号線	43	37		
振自 34		下柚木 341	近隣商業	都道 160 号線下柚木八王子線 (野猿街道)	34	27	70	65
振自 35		北野町 549-5	近隣商業	国道 16 号 (八王子バイパス)	45	45		
振自 36		片倉町 2416	準住居	国道 16 号 (東京環状)	43	44	65	60
振自 37		片倉町 245-1	第二種住居	都道 173 号線 (北野街道)	28	23		

注1. 昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から午前8時まで

資料：「平成 23 年度 道路交通騒音振動調査報告書」
(平成 24 年 12 月、東京都環境局自動車公害対策部計画課)

表 4-2-1-26 鉄道振動の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域	測定地点	路線名	用途地域	振動レベル (dB)		指針値 (dB)
					12.5m	25m	
振鉄 1	品川区	二葉 3-18 地先	東海道新幹線	第一種住居	49	—	70
振鉄 2		西大井 2-8 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	49	—	
振鉄 3	大田区	東馬込 1-41 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	47	—	
振鉄 4		南馬込 1-28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	46	—	
振鉄 5		西馬込 1-33 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	—	49	
振鉄 6		西馬込 2-10 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	—	52	
振鉄 7		上池台 5-38 地先	東海道新幹線	準工業	53	—	
振鉄 8		東雪谷 5-37 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	45	—	
振鉄 9		北嶺町 28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	51	—	
振鉄 10		田園調布本町 13 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	54	—	
振鉄 11		田園調布本町 30-4 地先	東海道新幹線	第一種住居	61	—	
振鉄 12		品川区	大井 6-17 地先	東海道本線	第一種中高層住居専用	49	
振鉄 13	南大井 1-11 地先		京急本線	準工業地域	48	—	
振鉄 14	大田区	久が原 1-15 地先	横須賀線	第一種中高層住居専用	61	—	
振鉄 15		大森北 2-12 地先	京急本線	第一種住居	48	—	
振鉄 16		田園調布 2-29 地先	東横線	第一種中高層住居専用	36	—	
振鉄 17		下丸子 1-4 地先	多摩川線	第一種住居	51	—	
振鉄 18	目黒区	碑文谷 5-16 地先	東横線	第一種住居	64	—	

資料：「平成 23 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」（平成 24 年 7 月、東京都環境局環境改善部大気保全課）

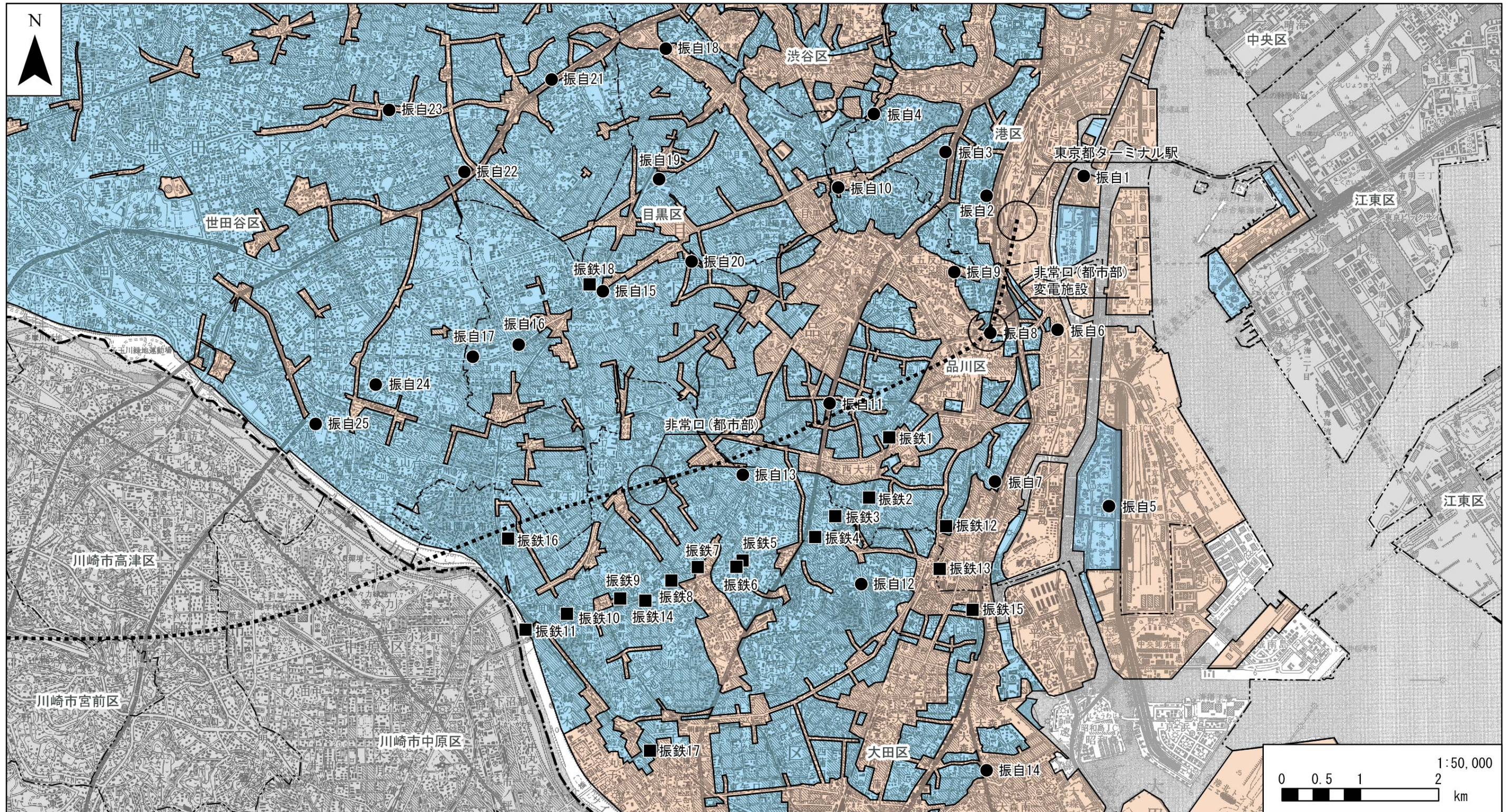
イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等は、表 4-2-1-27～表 4-2-1-32 及び図 4-2-1-9 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、振動規制法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-27 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法第 16 条第 1 項)
(振動規制法施行規則別表第 2)
(昭和 52 年東京都告示第 242 号)

区域の区分		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域として定められていない地域	65 以下	60 以下
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	70 以下	65 以下

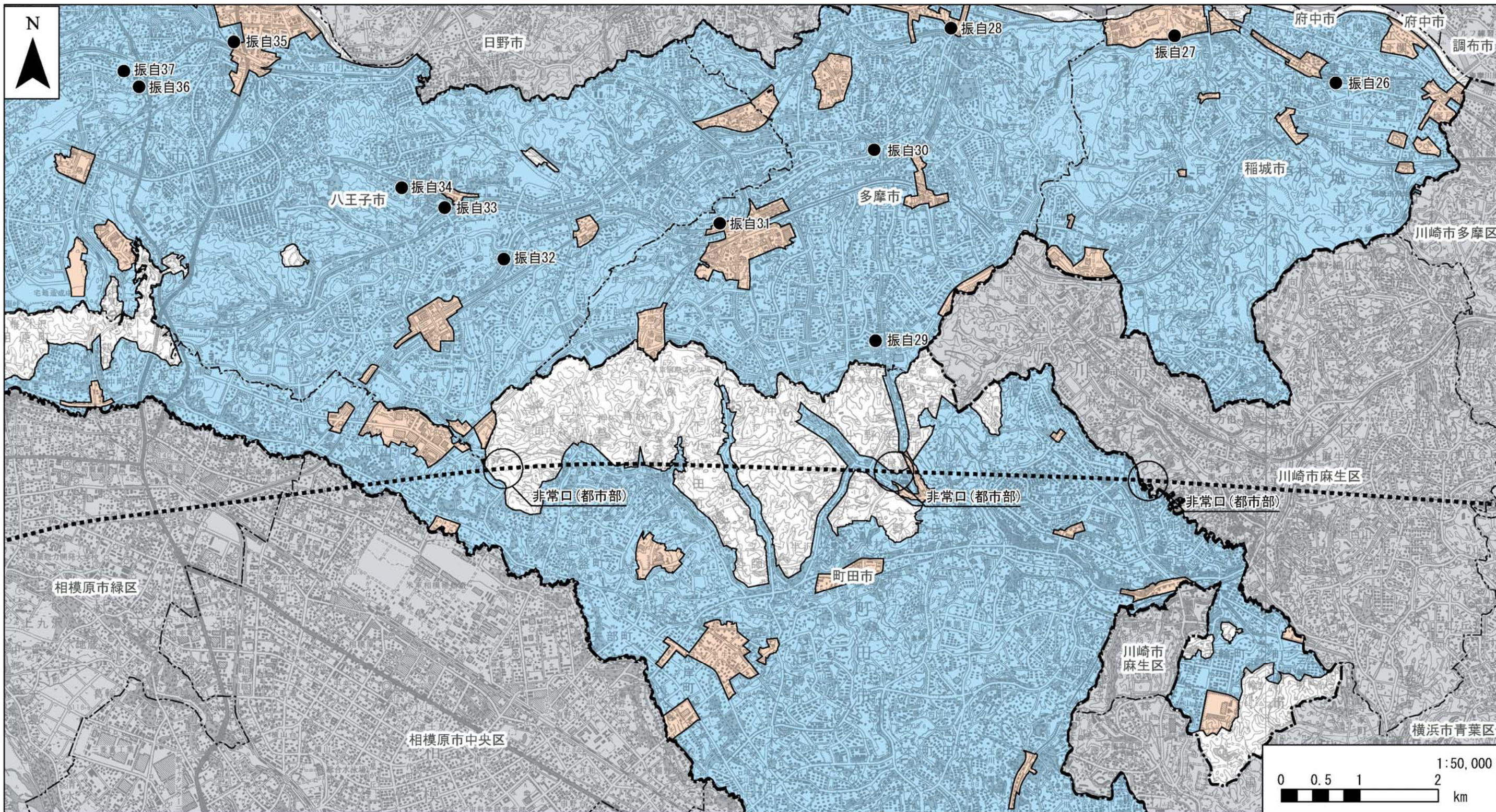


凡例

- 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 自動車振動測定地点（振自）
- 鉄道振動測定地点（振鉄）
- 第1種区域
- 第2種区域

資料：「平成23年度 道路交通騒音振動調査報告書」
 （平成24年12月、東京都環境局自動車公害対策部計画課）
 「平成23年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」
 （平成24年7月、東京都環境局環境改善部大気保全課）

図 4-2-1-9(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図



凡例

..... 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境

振動に係る規制基準の
区域指定

- 第1種区域
- 第2種区域

- 自動車振動測定地点（振自）
- 鉄道振動測定地点（振鉄）

資料：「平成23年度 道路交通騒音振動調査報告書」
 （平成24年12月、東京都環境局自動車公害対策部計画課）
 「平成23年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」
 （平成24年7月、東京都環境局環境改善部大気保全課）

図 4-2-1-9 (2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図

表 4-2-1-28 新幹線鉄道振動に係る指針値

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

表 4-2-1-29 特定工場等に係る振動の規制基準

(振動規制法第 4 条第 1 項)
(昭和 52 年東京都告示第 240 号)

区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		8 時～19 時	19 時～8 時
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域として定められていない地域 	60 dB	55 dB
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・前号に接する地先及び水面 	65 dB	←20 時 60 dB

学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値とする。

表 4-2-1-30 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法第 15 条第 1 項)
(振動規制法施行規則別表第 1)
(昭和 52 年東京都告示第 241 号)

規制の種類	地域の区分	基準
基準値	1 号・2 号	75dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間を超えないこと
	2 号	14 時間を超えないこと
作業期間	1 号・2 号	連続 6 日を超えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日でないこと

注1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2 号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

表 4-2-1-31 指定建設作業に係る振動の勧告基準

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 125 条別表第 9)
 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 61 条別表第 14)

振動の基準が適用される指定建設作業	敷地境界線における振動	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間		日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. 圧入式くい打くい抜機、油圧式くい抜機を使用する作業又はせん孔機を使用するくい打設作業	70dB	午前7時	午前6時	10時間以内	14時間以内	6日以内	6日以内	禁止
2. さく岩機を使用する作業								
3. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業*								
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	65dB	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	6日以内	
5. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業*	70dB							
6. 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業*(さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。)	75dB							

- 注 1. 1号区域：第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以内の区域
- 注 2. 2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域
- 注 3. *：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
- 注 4. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合は、作業時間及び日曜・休日における作業の基準の適用除外となる。

表 4-2-1-32 日常生活等に適用する振動の規制基準

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第136条別表第13)

区域の区分		時間区分				
		8時	昼間	19時	夜間	8時
第1種区域	第一種、第二種低層住居専用地域	60dB		19時	55dB	8時
	第一種、第二種中高層住居専用地域					
第2種区域	第一種、第二種住居地域	65dB		19時	60dB	8時
	準住居地域					
	無指定地域*			20時		
	近隣商業地域					
	商業地域					
	準工業地域、工業地域					

注1. 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50mの区域内における当該基準は、それぞれ上欄に定める値から5dBを減じた値とする。

注2. *印の無指定地域とは、都市計画法による用途地域の定められていない地域をいう。なお、第二種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第二種区域の基準が適用される。

ウ. 苦情

東京都の振動に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-33 に示すとおりである。苦情件数は519件であり、「建設業」に起因する苦情件数が400件と最も多くなっている。

表 4-2-1-33 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成23年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	400
製造業	19
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	6
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	1
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	2
サービス業（他に分類されないもの）	9
公務（他に分類されないもの）	1
分類不能の産業	3
個人（会社・事業所以外）	22
その他（会社・事業所以外）	38
不明（会社・事業所以外）	11
合計	519

資料：「平成23年度公害苦情調査結果」（平成25年6月現在、総務省ホームページ）

5) 悪 臭

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において悪臭の測定地点は存在しない。

イ. 悪臭に係る規制基準等

悪臭防止法及び環境確保条例に基づく悪臭の規制基準は、表 4-2-1-34 に示すとおりである。
 なお、対象事業実施区域及びその周囲は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当する。

表 4-2-1-34 悪臭防止法及び環境確保条例に基づく悪臭の規制基準

(悪臭防止法)

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 68 条列表第 7)

区域の区分		悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度						悪臭原因物である水で工場又は指定作業場から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の敷地外における悪臭の許容限度
種別	該当地域		排出口の実高さが 15 メートル未満の施設			排出口の実高さが 15 メートル以上の施設			
			排出口の口径が 0.6 メートル未満の場合	排出口の口径が 0.6 メートル以上 0.9 メートル未満の場合	排出口の口径が 0.9 メートル以上の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの 2.5 倍未満の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの 2.5 倍以上の場合		
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域 (第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。)	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t = 275 \times H_0^2$	$q_t = 357 / F_{max}$	臭気指数 26	
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 前 3 号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t = 436 \times H_0^2$	$q_t = 566 / F_{max}$	臭気指数 28	
第 3 種区域	工業地域 工業専用地域 前 2 号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t = 549 \times H_0^2$	$q_t = 712 / F_{max}$	臭気指数 29	

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 3 条の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場に対する規制基準は、第 81 条第 3 項(第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 91 条において適用する場合を除き、適用しない。

- 注1. 臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅（きゅう）覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を求め、その希釈の倍数の値の対数に10を乗じて求めた値をいう。
- 注2. 悪臭の測定方法は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）の規定に基づく方法によるものとする。
- 注3. 周辺最大建物の高さとは、周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定の方法（平成11年 環境庁告示第19号）第1条の規定に基づく方法により算出される周辺最大建物（対象となる工場又は指定作業場の敷地内の建物（建築基準法第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のものをいう。）の高さ（単位 メートル）をいう。
- 注4. q_t とは、排出ガスの臭気排出強度（単位 標準状態に換算した立方メートル毎分）を表す。
- 注5. H_0 とは、排出口の実高さ（単位 メートル）を表す。
- 注6. F_{max} とは、悪臭防止法施行規則（昭和47年 総理府令第39号）第6条の2第1項第1号の規定に基づく方法により算出する値を表す。

ウ. 苦 情

東京都の悪臭に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-35 に示すとおりである。苦情件数は 940 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因する苦情件数が 252 件と最も多くなっている。会社・事業所関係に限ると、「飲食店、宿泊業」が 162 件、「製造業」が 110 件と多くなっている。

表 4-2-1-35 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	11
林業	2
漁業	0
鉱業	1
建設業	68
製造業	110
電気・ガス・熱供給・水道業	5
情報通信業	1
運輸業	4
卸売・小売業	21
金融・保険業	0
不動産業	9
飲食店、宿泊業	162
医療、福祉	7
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	6
サービス業（他に分類されないもの）	69
公務（他に分類されないもの）	12
分類不能の産業	9
個人（会社・事業所以外）	252
その他（会社・事業所以外）	63
不明（会社・事業所以外）	126
合計	940

資料：「平成 23 年度公害苦情調査結果」（平成 25 年 6 月現在、総務省ホームページ）